

特別徴収切替届出(依頼)書

年 月 日 提出 墨田区長 あて	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒										特別徴収義務者 指定番号	<small>※市町村ごとに異なります</small>	
		フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)	
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係	
		代表者の職氏名												氏名	
		法人番号													

給与所得者	フリガナ					生年月日	普通徴収 切替期別	納付済み期別を御記入ください。 普通徴収 <input type="text"/> 期まで納付済み <small>※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。</small>				
	氏名	(旧姓)				昭和・平成 年 月 日		特別徴収 開始予定月	下記スケジュール通り			
	1月1日現在の住所	〒				1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。	收受日		開始月	收受日	開始月	
	現在の住所	〒					5月中		7月	10月中	12月	
	電話番号(把握している場合)	固定電話			携帯電話				6月中	8月	11月中	1月
	受給者番号						7月中		9月	12月中	2月	
						8月中	10月		1月中	3月		
						9月中	11月					
							<small>※切替届を受受した月の翌々月開始となります。</small> <small>※税額の電話連絡は行っていません。税額通知書で御確認ください。</small>					

【 注意事項 】

- 納付書の添付は不要です。※本人から普通徴収の納付書を回収していただく等、特別徴収に切替える税額を二重で納付されることのないよう御注意ください。
- 次の①～③に該当するものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
 - ①普通徴収の納期が過ぎたもの
 - ②65歳以上の方の年金所得に係る税額
 - ③前年に給与収入がない方の税額
- 口座振替登録されている方に関しては、提出時期により特別徴収に切替ができない場合がございます。
- 前職で退職の手続きが完了されていない等、切替届出書の処理が保留となる場合がございます。
- 納税義務者用通知を電子で受け取る場合には、受給者番号の記載が必須となりますので記入漏れが無いよう御注意ください。

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係